

令和6年（行ウ）第88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原 告 星恵土ゼンヌルアベデイン

被 告 愛 知 県 外1名

証 拠 説 明 書

令和7年7月3日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告愛知県訴訟代理人

弁 護 士 鈴 木 智 洋



本証拠説明書については、準備書面と同一の略語を使用する。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙C7	東京地方裁判所 平成24年12月 18日判決データ (LEX/DBインターネ ットから抜粋) (写し)		LEX/DBインター ネット	警察官による職務質問等 は、警職法2条1項の要件 を満たさない場合において も相手方の任意の協力を得 る形で行われ、相手方の自 由を不当に制約することにな らない方法、態様で行われ る限り、適法なものと解 されること等を証する。

乙C8	東京地方裁判所 令和4年3月10日 判決データ (LEX/DBインターネットから抜粋) (写し)		LEX/DBインターネット	警察官が、警察法2条1項の責務を達成するために行う職務質問等は、それが対象者の任意の協力を得る形で行われ、対象者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる場合には、適法性が認められる場合があること等を証する。
-----	--	--	---------------	---

以 上